重要契約事項説明書

厚生労働省令第38条第4条第1項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者及び支援事業者の概要

(1) 名称等

事業者の名称	医療法人東医会
事業者の所在地	433－8105 静岡県浜松市中央区三方原町 675 番地の 6
事業者の電話番号	053－438－5886
事業者の法人種別及び名称	医療法人社団東医会
事業者の代表者職・氏名	理事長 渡辺 基
支援事業者の名称	みかたはら指定居宅介護支援センター
支援事業所の在地	433－8105 静岡県浜松市中央区三方原町 675 番地の 6
支援事業所の管理者氏名	中嶋 秀典
介護保険事業者番号	
指定年月日	令和8年9月 1 日
交通の便	東名浜松西ICより東へ5分、金指街道浜松信用金庫交差点を右折、すぐの三方原小学校を左折、最初のT字を右折。 JR浜松駅遠鉄バス15番乗場より乗車（43番・44番・45番）三方原バス停留所下車徒歩5分
サービスを提供する通常の実施地域	中央区・浜名区の区域

(2) 職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1人	常勤 専従 人 常勤 兼務 1 人	主任 介護支援専門員
介護支援専門員	1人	常勤 専従 人 常勤 兼務 人 非常勤専従 1 人 非常勤兼務 人	介護支援専門員

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 （12月31日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時

2 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容、方 法 等
要介護認定等の申請代行	要介護認定に係る申請について、利用者の意思を確認した上で、申請の代行等必要な援助を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望を考えて、居宅サービス計画を作成します。
居宅サービス計画作成後の管理，モニタリングの実施（居宅サービス計画の変更等）	居宅サービス計画作成後においても、利用者宅を訪問し（月1回以上）利用者及びその家族と面接し、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。また、その結果を記録します（1ヶ月に1度以上）。
その他	1利用者・家族の意向により介護保険施設の紹介を行います。 2 サービス担当者会議をテレビ電話装置等の活用により開催する事があります。 3 公正中立に居宅介護支援サービスを提供します。 4 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について必要に応じて別紙にてご説明致します。また、内容については、介護サービス情報公表制度でも公表します。 4 介護保険法令に定める一定の要件を満たしている場合にはテレビ電話装置その他の情報通信機器を利用したモニタリングを可能とし、その場合の居宅訪問は少なくとも2ヶ月に1回以上とします。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項 目	内 容、方 法 等
サービス提供困難時の対応	止む得ない事情によりこのサービス提供を終了させていただく場合、サービスの提供1ヶ月前までに文書で通知し、他の事業者等に関する情報を提供いたします。
サービスの質の向上のための方策	当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談ください。
介護支援専門員を変更する場合の対応	利用者は、介護支援専門員が利用者に不測の損害を与えたときその他必要と認めるとは、支援事業者に対し、介護支援専門員の変更を求めることができます。
プライバシーの遵守	支援事業者及び介護支援専門員は、正当な理由がない限り、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負います。
事故発生時の対応	支援事業者は、居宅介護支援を提供する上で、契約の条項に違反し、又は、利用者の居宅サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。
医療との連携	1 居宅介護支援事業所と医療機関との連携がスムーズに図れるよう医療機関等へ入院される際は担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等へお伝え下さい。 2 介護支援専門員が実施状況の把握の際や居宅サービス事業所等から伝達された利用者の服薬状況、口腔機能その他のものを利用者の同意を得て医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。
虐待防止について	当事業所では、利用者の人権の擁護・虐待防止のために管理者を虐待防止に関する責任者とし、地域包括支援センター等との連携を図ります。また、虐待の発生又はその再発を防止するために委員会の設置、指針の整備、職員研修の実施等必要な措置を講じます。
感染対策について	当事業所では、感染症が発生し、又はまん延しないように委員会の設置、指針の整備、職員研修の実施等必要な措置を講じます。
業務継続計画について	当事業所では、感染症や災害が発生した場合でも利用者が、継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な職員研修及び訓練を実施します。
身体拘束等の適正化について	当事業所では、居宅支援介護の提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には必要な措置を講じます。

3 利用料金

(1)利用料 原則としてあなたには利用料を請求しません。

ただし、あなたの被保険者証に支払方法変更の記載(あなたが保険料を滞納しているため、サービス償還払いとする旨の記載)があったときは、1ヶ月につき下記の金額をいただきます。

この場合、当事業者でサービス提供証明書及び領収書を発行しますので、この証明書及び領収書を後日、市町村の窓口に提出して、払い戻しを受けて下さい。

○居宅介護支援費(Ⅰ)

・要介護1又は要介護2　1,086 単位
・要介護3～要介護5　1,411 単位

○その他、減算基準に該当する場合は、所定の金額から減算して請求いたします。

○初回加算　300 単位

※その他加算等は、基準により該当者に対していずれか請求します。

○浜松市は、地域区分7級地(地域加算率 10.21)が加算されます。

(2)　交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無　料 通常の事業の実施地域は、中央区・浜名区の区域とする。
上記以外にお住まいの方	交　通　費 地域を越えてから片道 １０キロメートル未満　５００円 １０キロメートル以上　１，５００円 （介護支援専門員があなたのお宅を訪問するための交通実費が必要となります。）

（3）　その他費用（要介護認定申請代行費等）

要介護認定申請代行費	無料

（4）　支払方法

あなたが当事業者に代金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月７日までに前月分を請求しますので、１５日以内にお支払いください。

お支払方法は、口座振替、銀行振込の２通りの中から、ご契約の際に選択してください。

4　サービスの終了について

（1）　あなたの都合でサービスを終了する場合

あなたはいつでも申し出により契約を解約できます。

解約については、解約料はかかりません。

この他、当事業者は、あなたがこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

（2）　当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了１ヶ月前までに文書であなたに通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をあなたに提供いたします。

（3）　自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア　あなたが介護保険施設に入院又は入所した場合

イ　あなたの要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合

ウ　あなたが亡くなった場合

5　居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談ください。

事業所名　みかたはら指定居宅介護センター
管理者　中嶋　秀典
電話　０５３－４３８－５８８６
ご利用時間　午前８時３０分から午後５時

この他、浜松市や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申立てることができます。

苦情の申し立て窓口

市役所・福祉事務所等	担当部署	電話番号
浜松市役所	介護保険課	053-457-2875
中央福祉事務所　長寿支援課		
	中央区役所内	053-457-2324
	東行政センター内	053-424-0184
	西行政センター内	053-597-1119
	南行政センター内	053-425-1572
浜名福祉事務所　長寿保険課		
	浜名区役所内	053-585-1122
	北行政センター内	053-523-2863
国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口	054-253-5590

付則　この重要事項の実施は令和８年９月１日よりとする。

令和　　年　　月　　日

支援事業所

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地　　静岡県浜松市中央区三方原町675番地の6

名　称　　みかたはら指定居宅介護支援センター

説明者　　印

利用者

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住　所

氏　名　　印

利用者の家族又は代理人(身元引受人)

住　所

氏　名　　印